



病児病後児保育・休日保育事業



病児病後児保育とは？

保育園・幼稚園などや、学校に通っているお子様が病気にかかり、通園・通学などを行うことが困難な場合で、保護者が、仕事・病気・その他の用事などによって、家庭で看護できない時に、保護者に代わって子育てのお手伝いをする制度です。ただし、はしかの場合には、お預かりできません。



休日保育とは？

病気にかかっていないお子様を、日曜、祝日に保護者の用事などで見てもらえない場合、保護者に代わって子育てのお手伝いをする制度です。ただし、年末・年始は除きます。

【保育時間】

■病児病後児保育
月曜～土曜 8時30分～17時30分
※ただし土曜日は、お子さんの病気の症状によっては、保育をお断りするかもしれません。

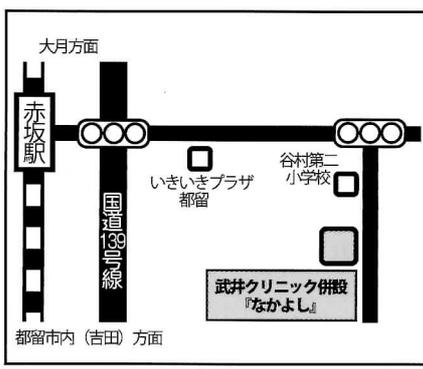
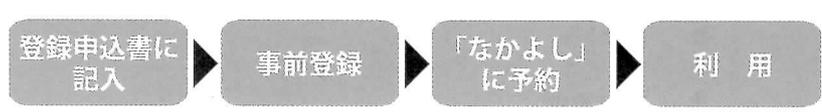
■休日保育

日曜・祝日 8時30分～17時30分
※年末年始の12月29日から1月3日を除きます。

【料 金】

| 項 目 | 料 金 |
|---------------|------------------------------|
| 登録料 | 500 円 (登録日から1年間有効) |
| 病児病後児保育料 | 4 時間以内：1,000 円 4 時間超：2,000 円 |
| 休日保育料 | 4 時間以内：1,500 円 4 時間超：3,000 円 |
| 5 時半以降の保育について | 延長料金がかかります。お問い合わせください。 |

【利用方法】



- ※登録申込書は、武井クリニック「病児保育室なかよし」、市内各保育所・保育園、幼稚園、学童保育クラブ、いきいきプラザ都留内の福祉課子育て支援担当にあります。
- ※登録申込書を記入し、「なかよし」に直接いらしてください。
- ※急な病気などのときは、当日の申し込みによる利用でも大丈夫ですが、なるべく事前登録を済ませてご利用ください。

お問い合わせ

- 都留市法能 670
病児保育室「なかよし」 担当：長坂
☎45-6847
- 都留市下谷 2516-1
いきいきプラザ都留
福祉課 子育て支援担当
☎46-5112 (内線 101)



各種手当の申請について

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母、または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

- 次の各項目に当てはまる方
- ・父母が婚姻を解消した
- ・父が死亡した
- ・父が一定の障害状態にある
- ・父の生死が明らかでない
- ・父から引き続き一年以上遺棄されている
- ・父が一年以上拘禁されている
- ・未婚の母の子
- ・棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり、受給者などの所得状況によって、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。

◎ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童、父のいない児童の医療費(保険診療分)を助成します。

支給条件

- ひとり親家庭の親と子、父母のいない児童
- ※子どもの年齢条件は、18歳になる年度の末日(3月31日)となります。

所得制限

所得制限がありません。また、毎年8月に更新の手続きが必要になります。

申請・問合せ

いきいきプラザ都留内
福祉課 子育て支援担当
☎(46) 51112
(内線101)

